

自民党 衆議院議員

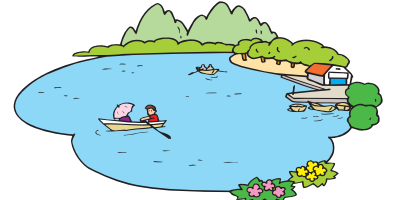
活動報告書

木原誠二

せいじ便り @71号

一歩一歩ともに

観光客を北多摩に!!



新年を迎えました。

平成27年における私の一つの目標として、地元における観光産業の促進に取り組みたいです。

昨年は、訪日観光客が、私自身が観光立国調査会の事務局長として取り組んだ1000万人の大台を大きく超えて伸びた節目の年となりました。訪日観光客の増加は、日本経済全体に好影響を及ぼしていますが、今年は、そうした訪日観光客の取込みを全国津々浦々まで広げる必要があります。

そして、その津々浦々には、我々の地元である北多摩も含まれます。観光客が多く宿泊する新宿・池袋から僅か30分の北多摩は、半日のエクスカージョンの場として最適で

す。しかも、この地域には、例えば都内に二つしかない国宝の一つである正福寺、都内で数少ない造り酒屋である豊島屋酒造、多摩湖や多摩丘陵の豊かな自然、都市農業、独特なうどん文化や織物文化、多磨全生園や結核研究所などの世界的な施設…等々、無数の観光資源があります。

問題は、これをどう有機的に結びつけ、アピールしていくか。観光立国調査会事務局長として培った観光人材ネットワークなども駆使して、積極的に取り組みたいです。

少しでもご協力いただける方、「私達が住むこの街にはこんな魅力やセールスポイントがあるよ」とアイデアのある方、木原誠二事務所まで是非ご連絡ください。

平成27年度
税制改正決着!!

総選挙が終了した翌日から、自民党税制調査会の役員として、平成27年度税制改正作業に着手し、昨年末30日に平成27年度与党税制改正大綱を決定することができました。私自身が長年テーマとして取り組んできた以下の5つの課題についても、それぞれ成果を出すことができました。

- ① 法人税改革と賃金上昇に向けた取組(雇用減税)
- ② 世代を超えた資金の流動化(贈与税改革)
- ③ 外国・海外の資金の取込み(訪日観光客消費税還付)
- ④ 消費税引上げ延期に伴う影響の緩和(住宅市場対策)
- ⑤ その他(セルフメディケーション推進、再生可能エネルギー推進)

先ず、第一の法人税改革と雇用減税ですが、

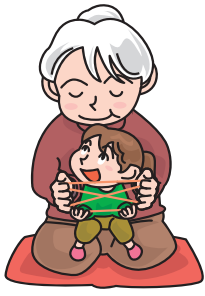
今回の改正では、法人税の実効税率を現行の34.62%から「数年で20%台」に引き下げるため、平成27～28年度に3.29%の引下げを決定しました。しかし、単に法人税が下がっただけで、その分が企業内部のためこまれたのでは意味がありません。設備投資やとりわけ賃金引上げにつなが

する必要があります。賃金については、自身も主導させて頂き、雇用減税(雇用や賃金拡大を実施した場合の減税措置、正式には「所得拡大促進税制」といいます)が既に実現していますが、今回、法人税引下げとセットでこの雇用減税の拡充も実施します。今後、それでも、設備投資や賃金上昇に明るい兆しが出てこない場合は、いよいよ「内部留保課税」について検討する必要があるが出てくる可能性もあると考えられています。



第二の世代を超えた資金の流動化で

ですが、これも私自身が長年主導してきた点であり、我が国には10000兆円を超える個人金融資産がありますが、その大半を高年齢世帯が保有しています。これらの資産をより資金を必要としている子や孫の世代の住宅資金や教育資金などに円滑に活用できるよう、既に贈与



税の軽減措置が設けられています。今回の改正では、これを子育て資金にも拡充します。

第三の、外国・海外の資金の取込みで

ですが、世界的にはVATリファンドといわれる、観光客に対する消費税の還付です。従来日本では、税法上、家電製品など一部の商品しか旅行者に対する還付が認められていませんでした。そこで、昨年度(平成26年度)改正において、還付対象を日本が強みを持つ化粧品や医薬品、和食の食材、地方の民芸品などにも拡大しました。この結果、円安効果もあり、訪日観光客の年間の消費額は3兆円→4兆円にまで拡大しています。国内消費全体が約300兆円ですから、高齢化・人口減少社会にあつて、1%の消費下支え効果を実現したことになります。今回の改正では、ショッピングモールや百貨店などでの還付手続きの柔軟化を図ります。



第四の消費税引上げ延期に伴う影響緩和としては、特に住宅市場対策と

して、住宅ローン減税の延長と子や孫に対する住宅資金の贈与に対する減税措置の拡充を行います。住宅市場は、その先の家電や家具などを含め、裾野の広い産業ですので、引き続き堅実に取り組んでいきます。



その他ですが、特にエネルギー関連

で、再生可能エネルギーの最大限導入に向けて、太陽光発電については、予算措置としての補助金制度もあつて、既にかなりの伸びをみせていますが、今後は、その他の再生可能エネルギー(特に風力発電)も税制面でサポートしていきます。また、医療関連では、今後の健康長寿社会実現に向けて、「自らの健康を自ら管理する」視点も重要になってきます。いわゆるセルフメディケーションです。このため、現在は医療費控除の枠に入っていない、薬局やドラッグストアなどでの一般医薬品についても、その一部を税制措置の対象とするよう、初めて、今後の「検討事項」として盛り込むことができました。

PROFILE
 前外務大臣政務官。財政・金融全般、外交政策、社会保障・行革、都市農業など幅広く活動を展開。1970年6月東京生まれ。私立武蔵高校、東京大学法学部、ロンドン大学LSE修士卒業。平成5年大蔵省入省。平成17年9月衆議院初当選。著書に「英国大蔵省から見た日本」(文春新書)

地元事務所
 〒189-0013 東村山市栄町2-22-13 松岡ビル2F
 TEL 042-392-4105 FAX 042-392-4106

国会事務所
 〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館915号室
 TEL 03-3508-7169 FAX 03-3508-3719

Facebook <https://www.facebook.com/seiji.kihara>
 twitter ID http://twitter.com/kihara_seiji

<http://www.kiharaseiji.com>
 発行：木原誠二後援会 東京都東村山市栄町2-22-13 松岡ビル2階